

金融庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和 4 年 6 月 1 3 日
金 融 庁 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、金融庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、金融庁が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、金融庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、金融庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

金融庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

金融庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

金融庁の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プ

ラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

金融庁におけるLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

中央合同庁舎第7号館については官民合築の建物であり、その電力契約は管理組合が行っていることから、直ちに電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることは困難であるが、2030年度までに金融庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかけを行っていく。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

太陽光発電設備については既に導入済みであるが、今後、より発電効率の高い機器の調達が可能となった場合は、関係先との調整及び費用対効果等を勘案のうえ、更新を検討する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 今後、建築物を新築する場合には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後、建築物を新築する場合には、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。
- ③ 増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- ④ 既存の空調設備については、冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

- i) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
 - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥ 庁舎の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ⑦ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を引き続き活用することにより、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

(2) 建築物の環境配慮の実施

- ① 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、トイレは、耐用年数に応じて節水に有効な器具などへの更新を検討する。また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ② 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。
- ③ 庁舎の改修等を行う場合には、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ④ その他、大規模改修等に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ⑤ 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサー等を活用する。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 金融庁の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。
また、電動車への買い替えに当たっては、効率的利用等を図るとともに、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ② 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載器を積極的に活用する。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入等

- ① 金融庁のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。
- ② 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮するよう働きかけを行う。
- ② 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① 来庁者の自動車利用の抑制を図るため、Web 会議システムを促進する。
- ② 霞が関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を呼びかける。

イ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 金融庁の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。
- ④ コピー用紙の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

エ 再生紙の使用等

購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。

オ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒(自然冷媒や低GWP冷媒)を使用する製品を積極的に導入する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② 庁舎内の喫茶店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年環境省告示第7号)等に則り3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の推進を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。

イ 会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月19日閣議決定)に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 金融庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 金融庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 金融庁が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの

推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、積極的な情報提供を図る。

(3) 職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される金融庁地球環境対策推進本部委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会のメンバーは以下のとおりとする。
総括審議官（委員長）、総合政策局秘書課長、総務課長、リスク分析総括課長、企画市場局総務課長、監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局総務課長、公認会計士・監査審査会総務試験課長、総合政策局秘書課管理室長、監督局総務課監督調査室長
- ③ 委員会は、本計画の推進、評価及び点検等を行う。
- ④ 委員会事務局は、総合政策局秘書課総務係、秘書課管理室庁務係及び総務課政策調整係とする。
- ⑤ 委員会は、必要に応じて随時開催する。
- ⑥ 委員会は、本計画の推進状況を踏まえ、職員の取組み強化等を指示するものとする。
- ⑦ 総合政策局秘書課管理室において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員に周知する。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【金融庁全体】

金融庁温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013年度	2019年度	2030年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	71,554	29,477	22,165	-69%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,474,133	3,496,191	1,747,580	-51%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,093,578	3,619,325	(基礎)	(基礎)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,497,393	2,085,598	695,366	-72%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,116,838	2,208,732	(基礎)	(基礎)
		(電気使用量)	kWh	4,756,939	3,847,966	2,781,464	-42%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.542		-
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.574	0.25 (基礎)	0.275kg-CO2/kWh (基礎)
		電気以外	kg-CO2	976,740	1,410,593	1,052,214	+8%
その他	kg-CO2	—	—	—	—		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,545,687	3,525,668	1,769,745	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,165,132	3,648,803	(基礎)	(基礎)	

金融庁温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	96 (2019年度)	100
LED照明の導入割合	%	13 (2019年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	1%未満 (2019年度)	電力調達に際し、庁舎管理官署等の関係先に働きかけを行っていく。

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 空調設備の適切な運用による適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）
- ③ 電動車の導入
- ④ 省エネ診断の実施
- ⑤ 超過勤務の削減など省CO₂にもつながる効率的な勤務態勢の推進